

ID: 644

担当部署: こどもみらい課

処分の概要	調査拒否等による手当支払差止め		
法令名 根拠条項	児童手当法 第11条		
法令番号	昭和46年法律第73号		
<b>【基準】</b> 法第11条の規定による。 第11条 児童手当の支給を受けている者が、正当な理由がなくて、第26条の規定による届出をせず、又は同条の規定による書類を提出しないときは、児童手当の支払を一時差しとめることができる。			
備考			
設定年月日	令和7年4月1日	最終変更年月日	年 月 日